

公益財団法人静岡県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興し、県民の体力向上及び健康の増進を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興に関する基本方針を審議し、確立すること。
- (2) スポーツ精神を確立すること。
- (3) 体育・スポーツ団体の強化発展と相互の協調を図ること。
- (4) しずおかスポーツフェスティバルを開催すること。
- (5) 国民スポーツ大会に選手団を派遣すること。
- (6) スポーツの競技力の向上を図ること。
- (7) スポーツの普及奨励を図ること。
- (8) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツを育成すること。
- (9) スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図ること。
- (10) スポーツの啓発宣伝及びスポーツ資料の保存を図ること。
- (11) スポーツ施設の利用促進を図ること。
- (12) スポーツに関する調査研究を行うこと。
- (13) 体育章を贈与すること。
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ施設等の利便性を向上させること。
- (2) スポーツ施設等を公益目的事業以外で貸与すること。
- (3) その他公益目的事業の推進に資する事業

3 第1項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において基本財産として決議されたものとする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し

なければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第10条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 静岡県内の種目別競技を統轄する団体
- (2) 静岡県内の市町における体育・スポーツを統轄する団体
- (3) 静岡県内の学校体育を統轄する団体

(加盟団体規程)

第11条 加盟団体に関する規程は、評議員会が別に定める。

第5章 評 議 員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員80名以上110名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 加盟団体は、評議員候補者を各加盟団体からそれぞれ1名、評議員会に推薦するものとする。
- 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第15条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上

回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の種類及び定数)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事、常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として

の権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が議長を務める。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 名誉役員

(名誉役員)

第33条 この法人に、名誉役員として名誉顧問、顧問及び参与をそれぞれ置くことができる。

- 2 名誉顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は副会長であつた者及びスポーツの功労者のうちから理

事会の推薦により会長が委嘱する。

- 4 参与は、スポーツの功労者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 名誉役員は、会長の諮問に応じて評議員会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 名誉役員の任期は、第25条第1項の規定を準用する。
- 7 名誉役員は、無報酬とする。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 この法人に、趣旨に賛同して入会した賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員に関する規程は、理事会が別に定める。

第11章 委員会

(総務委員会)

第35条 この法人に、事業企画、財務、加盟、栄典、各専門委員会の事業の調整及び特命事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに会長及び理事会の諮問に応じる総務委員会を置く。

- 2 総務委員会に関する規程は、理事会が別に定める。

(専門委員会)

第36条 この法人に、第4条に定める事業を遂行するために必要な専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の名称、目的、委員数その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第12章 スポーツ少年団

(スポーツ少年団)

第37条 この法人に県内のスポーツ少年団によって構成する静岡県スポーツ少年団を置く。

- 2 静岡県スポーツ少年団に関する規程は、理事会が別に定める。

第13章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解 散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第15章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

斉藤斗志二 高橋 宏二 遠藤 榮 山本 章 山口 嘉一 石川恵一朗
竹原 悠子 土屋 信二 鳥居 裕史 安齊 悦雄 森村 謙司 佐々木 禎

杉山 敏充	望月 秀美	立石 美井	増田 洋	樋口 活人	鈴木 征剛
池川 茂	平松 吉祝	柳瀬 孝史	野ヶ山市兵衛	武田 知己	大塩 正則
加藤 訓義	山本 輝雄	山崎 博昭	北條 武史	高田 稔	白砂 清一

監事

木内 貴史	谷澤 清	高藤 忠治
-------	------	-------

4 この法人の最初の会長は、齊藤斗志二とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

和田 隆保	小長谷 洋	清水 民司	村松喜一郎	小林 一雅	下田一十四
白鳥 泰司	青島 好秀	滝田 博之	村木 啓造	石川 直樹	月安 雅一
橋本 渡	野田 昭一	下村 勝彦	落合 敏男	今村 祝	中村 新治
岡 有作	林 邦之	山本 秀和	近藤 正美	栗山 寿	札埜 慶一
葛本 憲司	高田 康修	若月 和雄	諸星 幸夫	野田 誠	松原 紀光
山口 一夫	浅川 信正	稲川 篤郎	大川 昌春	矢野 満	萩原 祥古
山口 靖宏	永田 節子	藤森 正和	伊藤 修	増田 勝幸	岡本 宏光
土居 征夫	松浦 順大	阿部 和生	鈴木磯太郎	高橋かよ子	石井 英機
金子 和裕	佐藤 弘康				

井出 啓之	鵜澤 精一	北原恵三郎	石川 俊秋	浜田修一郎	中村 邦介
勝間田芳壽	渡邊 照志	小沢 俊夫	鈴木 延尚	小澤 仁	不二山忠司
鈴木 利三	河合 伸明	高橋 民吉	山本 敬一	渡辺 浩三	秋元 稔
安齋 定男	田代喜久男	興梠 正人	佐藤 光男	尾崎 一朗	岡野 康一
本目 武彦	三輪美由紀	滝尾 輝久	平野 晴久	松下 静雄	鈴木 勉
伊藤 秀隆	高橋 純二	杉浦 謙二	原田 和明	小澤 哲夫	

赤平大二郎 杉山 晴英

附 則

この定款は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年1月1日から施行する。